

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月23日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	4
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	20
議案第5号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	23
諸般の報告	27
日程の追加	27
議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	28
閉会の宣告	29
署名議員	30

平成21年第2回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成21年2月23日
閉会 平成21年2月23日
会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月23日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・提案説明・質疑 議案第3号及び議案第4号付託省略(即決) 議案第5号予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	予算審査特別委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時45分	予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、 表決(閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成21年第2回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成21年2月23日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成21年2月23日 午前10時00分)

閉 会 (平成21年2月23日 午後1時33分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
財 務 課 長 神 里 富 松	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に参加した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第3号	建物明渡等請求事件に係る和解について	提案説明 付託省略
5	議案第4号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略
6	議案第5号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第5号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成21年第2回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 金城 勇議員及び6番 宮城 武議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は、平成21年第2回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、議案の提案をいたします。

議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解について

大宜味村（原告）と有限会社農業生産法人大宜味物産振興会（被告）との間で係争中の平成19年（ワ）第134号建物明渡等請求事件の裁判上の和解を下記のとおり那覇地方裁判所名護支部において成立させるため、議会の議決を求める。

平成21年2月23日提出

大宜味村長 島袋義久

記

- 1 相手方 大宜味村字上原152番地
有限会社 農業生産法人 大宜味物産振興会
代表取締役 與那覇 玲

- 2 和解の概要 別紙 裁判所和解案
提案理由

建物明渡等請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出いたします。

なお、内容につきましては副村長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解についての概要を説明したいと思います。

お手元の議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年（ワ）第134号 建物明渡等請求事件

原告 大宜味村

被告 有限会社農業生産法人大宜味物産振興会

裁判所和解案

平成21年2月17日

那覇地方裁判所名護支部

上記事件について、下記のとおり和解案を提示する。

記

1 被告は、原告に対し、別紙1 施設目録記載の施設（以下「本件加工施設」という。）について平成18年4月3日締結された管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したことを確認する。

2 原告は、被告に対し、本件加工施設の明け渡しを平成21年3月31日まで猶予する。

3 被告は、原告に対し、前項の期日限り、本件加工施設を明け渡す。

4 原告は、被告に対し、平成19年度及び平成20年度の本件加工施設使用料相当損害金合計534万4,000円の支払い義務を免除する。

5 被告は、平成21年3月31日までの間に、平成17年5月20日の管理運営貸付委託契約締結時に原告が設置していたプラント機器を被告の費用で設置時の状態に戻す。被告が原状回復すべき機器は、別紙4 大宜味村特産品加工施設プラント関係機器購入設置機器配置図の朱色で記したものとする。

6 被告は、平成21年3月31日までの間に、前項により原状に復した個別の機器類が所定の機能を果たせるよう個別機器の動作確認を被告の責任のもとで行う。その際、原告及び指定管理者の立ち会いを認めるものとする。

被告は、原告に対し、指定管理者が平成21年4月1日から本件加工施設の管理運営を円滑に行うことができるように、原告及び指定管理者に対し十分な引き継ぎを行うことを誓約する。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

7 原告は、被告に雇用されている従業員を平成21年4月1日以降も継続して雇用するよう努力する。

8 被告は、原告に対し本件加工施設に関し、立退料その他名目のいかんを問わず金銭請求を行わない。

9 被告が、第3項の明渡しを遅滞したときは、被告は原告に対し、平成21年4月1日から本件加工施設の明け渡しに至るまで、違約金として1カ年当たり534万4,000円の割合による金員を一時に支払う。

ただし、明渡しが遅滞が、被告が明渡し作業を委託する業者の都合によるもので、被告の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

10 被告は、原告に対し、本件加工施設の指定管理者選定手続及びその結果につき、原

告に対し異議を表明したり、第三者に対し疑義を表明しないことを確約する。

11 原告は、被告の企業活動その他に対して、公的な立場を利用して妨害したり、第三者に圧力を加えたりしないこと及びその他の第三者に疑義を表明するような言動をしないことを確約する。

12 原告は、その余の請求を放棄する。

13 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

14 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

3 ページをお開きいただきたいと思います。

3 ページに別紙、載っておりますけれども、和解案 1 でいうところの別紙の施設目録は以下のとおりとなっております。

施設目録

事業名称 沖縄北部特別振興対策事業

施設名称 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設

所在地 大宜味村字田港1043番地

敷地面積 3759.77平方メートル

種別 ①本体 874.02平方メートル

②附属構築物 2885.75平方メートル

③電気設備 一式

④機械設備 一式

⑤既設建物 168平方メートル

以上でございます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

4 ページに別紙 4 を載せてございます。このほうは和解案 5 でいうところの別紙 4 でございます。

大宜味村特産品加工施設プラント関係機器購入設置機器配置図ということになっております。朱色として示したのが、下のほうでございます。

4 ページの下をお開きいただきたいと思います。機器名 8 番の連続カッター、9 番移送ポンプ、10 番スパイラル搾汁機、11 番残渣引き出しコンベヤー、12 番移送ポンプ、13 番

高速遠心機、14番移送ポンプ、23番コンベヤー、31番緩慢水冷冷却槽、以上の機器となっております。

説明終わります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑。3番 友寄景光議員。

○ 3番（友寄景光） 和解案の1から14まであるんですけども、一つ一つということではないかもしれませんが、まず1番のほうで、平成19年3月31日の経過により終了したということは、その時点で契約が切れたということで、これは相手方も認めております。

そして、4番に入りまして、20年度以降21年の使用料ですね、これは間違いなく向こうが使用しているわけです。それを使用を免除するというふうに原告がやっておりますけれども、これはおかしくないかと。当然、使用しなければこれは取れないですけども、使っているわけですから、免除する理由がわかりません。これは当然、取るべきではないかなと。

そういうことと、原状回復とかいろいろ書いておりますけれども、返すときは当然原状回復するのは当たり前のことですので、それを省いて、次に、9。

被告が、平成21年以降の施設明け渡しに応じない場合は、違約金として1年当たり344万余りを支払えば、これは継続して使えるというような解釈に取れるんですけども、その辺、ちょっとおかしいと思います。それで、本当に出れば、これはもちろん違約金ですけど、払わなくていいと思うんですけども、もし、そのまま使おうと思えば使えるわけですね、この内容からすると。それでは向こうの都合のいいと。そんな和解のやり方では村民は納得しないと思います。

そして、14番目の費用の負担というのは、当然両方で負担するということ。お互いが負担するということですが、この費用も、前回の議会で裁判を続ける、和解しなさいという費用ではないんです、これは。そこまで負担になるわけです。もちろん、今和解するとこの負担が、裁判所で使った費用が戻ってこないと思うんですよ。それだけ費用をたくさん使っているながら、そのまま向こうのいい条件で和解するというのは納得できないわけです。いい例が、前回、これ否決しましたよね、そのときは、300万も支払いするというものが今回は支払いしなくていいという。300万も、そのために大宜味村は有利になった、得したということですよ。その辺も考えて、今の、本当の和解案でいいかどうか、

私は非常に疑問に思っております。

以上、ひとつ説明をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時10分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えいたします。

4番の使用料の支払いの免除につきまして、これは前回の議会でも説明したいきさつのとおり、一応、使用料と損害金の相殺の関連で、裁判の和解という過程の中で歩み寄ったことの理由ということでご理解いただきたいと思っております。

それから9番目の、違約金を相手が取るということについては、継続されるのではないかということですが、これはあくまでも和解のほうで終結しての違約金のものでありまして、継続使用の云々のものにはならないということで理解しております。

それから、費用につきましては、これは一応、裁判の過程で和解ということも裁判提訴の一環になっておりますので、その中に費用は含まれております。そして、双方、当然、和解の条件としては、それぞれの合意としては、事項としてそれぞれが各自の負担にしましょうと、これは合意事項という、裁判の和解の条件というふうなことで理解していただきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 3番 友寄景光議員。

○ 3番（友寄景光） 14番はそういう解釈もできるんですけども、その費用も、議員多数でその負担も認めて、裁判でも認定すると。そういうことでのものですので、ただ条件、これはもうもちろん有利になるんだったら、それはそういうふうには和解を持ってきていいと思うんですけども、そういうものだけでも、裁判費用でも三百数十万も使っているわけですよ。そういう利用の感覚が非常に薄いのではないかと。

それから、前にもおっしゃってました平成19年でも、明け渡しを完了していますけど、そして21年、22年、使っているのになぜ使用料を取らないのか。そのことです。ただ、歩

み寄りによってどうのこうのということではなくて、具体的に金品でそれだけの金額、1,000万ぐらいが大宜味村が出費するんですよ。そういうことを、余りにも相手側に有利になる、そういう和解じゃないかなと。特に、この使用料。そういうのを免除しますという、いろいろ言い方はしていたんですけども、もう少し具体的にしないと。ただ、これを免除しますというだけでは、わかりませんよ。

○ 議長（宮城功光） ちょっと、友寄議員。先ほどの質問の中で、20年、21年の使用がありますけれども、これは、19年、20年だと思うんだけど。

○ 3番（友寄景光） ああ、ごめん、使用しているということは、今指摘をされたとおりですので。使用したものをなぜ取られないのか。不思議でならないですね。余り向こうに都合のいいようになっていますから、この辺もう少し説明、お願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 確かに、19年、20年は使用しております。ただ、使用中のこの1年間、和解調整が進まれました。和解の中で、それぞれの、どういう条件であれば和解が合意に至るのかというようなことで、当初ずっと被告のほうからは、和解をしたいと、こういうことでしてくれんかというようなことがございました。去年の裁判の過程の中で、あと22年までに使用させてもらったら、使用料を免除してもらおう形でやれば無条件で返還しますよというようなことがございました。そういう情報を受けまして、たしか、去年再度和解提案するとき、友寄議員からも情報提供をいただいたと思います。そのときに、相手はこの前のパッカー会議の中で、あと1年使わせたら無条件で返すよと言ってるよというふうな話を聞きましたので、私たちが改めて和解の条件の整理をやってきたわけなんですけど、早めに返すということであれば、前から和解提案の条件のありました、1年を使わせて20年、21年の使用料は免除してもらったら無条件で返すということを受けまして、裁判の和解条件の闘争の中で出てきたもので、このほうは、決して私たちが、金が支出しているものではございませんので。これは受け取るものとしてのことであれば、受け取るものの歩み寄りの条件として、じゃ300万をうちは取りませんというようなことと、それぞれ向こうの痛み、村の痛みとしても、それぞれの要求してたもの、実質は支出していないものは痛みは伴わないということで、和解条件の闘争としてこれは折り込んであるということをご理解いただきたいと思います。

そして、これらについては、決して支出しての、負担してのものではないということをご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 3番 友寄景光議員。

○ 3番（友寄景光） まあ、そういうような形で、9番ですね、平成21年4月1日から本加工施設の明け渡しに至るまでということで、もし、向こうが使用した場合、違約金として1年分の340万余りを取るということですのでけれども、これも確実に相手側がその明け渡しをしないという証拠があるんですか。これから見ると、都合によってはまた使用して、使用代金340万余りを払えば、別に和解の条項どおり、何も違反もしてない、使えるんじゃないかという解釈を私はしているんですけど、その辺どうですか。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 9番の金額の違約金としての、1カ年当たりの金額を534万4,000円の割合の金員を支払うということについて、これがこの条項に基づいて、私たちは、また出て行かないんじゃないか云々の心配というものではなくして、この和解、裁判所が和解として提示したものの約束が履行されるものとして信頼をした中で、この和解条項としてやりましょうというようなことになっておりまして、そして、この違約金を払ったからということで、使用が継続するということはほとんどあり得ません。というのは、法律でも和解案の1項で、相手側もこれは契約の満了に基づいての解除であるということ十分に理解している上での和解になっておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、私のほうからは和解案について、これまでの流れと和解の内容を何点か質疑したいと思います。

前回否決された和解案なんですが、前回の和解案は村民に説明がされて、説明会も行ったんですが、今回この和解案について説明がなかったのはなぜか。これ1つですね。

内容については、当初の和解案は22年3月31日ということでしたけど、1年間早まって21年3月31日でもいいよと相手側が言っているということなんですが、その具体的な理由についてお願いします。

それと、7番目に、これが新しく加えられた雇用の関係なんですが、指定管理をする場合に、雇用されている、現雇用されている人たちはどうなるのかという議論がありました。で、きちっとそれは引き継いでいくという前提がある中で、当事者じゃないわけですから村は。ま、努力するという弱い表現にとどまっているんですが、この辺どう理解されているのか。

それと、訴訟費用。これは本訴もですけれども、本訴とその前に仮処分があるわけですよ。仮処分は7月4日に保全処分の申し立てをして、わずか1カ月ちょっとで訴えの提起で議決されているわけです。その仮処分ですが、この金額の内容がわずか1カ月ちょっとで本訴に変わるのに140万も弁護士に支出されていると。この辺の、何というか、政策というか判断が本当に正しかったのかどうか。この辺ももう一度聞いておきたいと思いません。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時26分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それではお答えいたします。

1点目に、今回の和解について住民説明会を開いていないということについては、今回の和解案については、最終的な、非常に微妙な状態で、それからどうしても相手と、被告と合意に達するような条件が必要だということで、瑕疵がないようにというようなこともございまして、和解の条件闘争という非常に重要なことで、外部に漏れてはまずいと思ひまして、これは説明会はしてございません。裁判の和解の、ちょうど調整中だったものから。

それから、雇用の引き継ぎの件につきましては、当然、一応指定管理者になったときから、相手方との引き継ぎの出してくださいという話が出たときから、指定管理者に対する我々の指導要望もできるだけ現在の従業員を引き継いで、皆さんの事業にも支障のないように円滑に引き継いでもらいたいというようなことは、一応は相手のほうもその方針で受けとめております。指定管理者のほうも、そういうような形で理解していただきたいと思ひます。

費用のほうについては、じゃ、室長から。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、先ほどの説明にお答えしたいと思います。

まず、平成19年7月4日に、同じく那覇地方裁判所名護支部のほうに仮処分申し立てを行っておりまして、この仮処分につきましては、私たちにしましては、平成19年7月1日からこの加工施設につきましては、指定管理者の運営ということで緊急を要するという事で、一日も早い明け渡しを求めると一つの手法で仮処分ということを申し立ててきました。先ほど議員が申し上げましたように、この保全処分につきましては、9月12日に正式に取り下げを行いまして、9月5日に本訴への提訴という引き継ぎを行ってまいりましたが、その仮処分の引用をされるということで、まず、物産振興会に対して明け渡しを求める権利があることと、今明け渡しを認めるだけの必要性があるということで、その必要性というのが、先ほど申し上げましたように指定管理者への引き継ぎということで、一日も早い明け渡しということで行ってまいりましたが、その仮処分の裁判の中で、相手のほうからやはり本当に法的に認められるのかどうかという形の、要するにそういう本訴の必要性を迫るような内容になってきておりまして、村としましても、仮処分から本訴へと引き継がざるを得なくなりまして、8月に訴えの提起の議決を得まして、9月5日に行ってまいります。その費用につきましては、仮処分が149万3,000円、本訴267万、合計417万2,280円という裁判費用がありますが、これにつきましては、村としても当初の方針としまして、まず仮処分で行って早目の明け渡し、指定管理者への引き継ぎという手法で行いまして、この仮処分と本訴については関連づけるという形で、当初から並行して進めていく必要があるということで、考えながらも行ってまいりまして、まず仮処分も一つの方法ということで、施設の明け渡しをしていただくという一つの方法として取り組んでまいります。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 1つ、答弁漏れがございましたので、追加しておきます。

1年早まったという理由についてということでございますけれども、1月16日の裁判のときに被告のほうから、3月には一応早目に返したいというようなことがございまして、この3月が、私たちは当初は22年の3月と想定していたものですが、確認したら、早目に返したいということで、今度の、来る3月には一応は返したいと。その理由につきましては、去る2月17日にタイムスのほうに、振興会の会長が出ている談話のとおり、このまま継続するのもメリットがないというような内容で早目に返したいという理由でございました。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 4点、質疑させてもらいましたけれども、2点目、ついさっき副村長が答弁なされたとおりに、1年間を前倒しということは相手方はメリットがないということなんですけど、この和解案はただこの問題を解決するだけじゃなくて、シークワサー振興の生産も含めて、シークワサー振興について大きく背景にないとおかしいと思うんですよ。ただ問題解決しようとするだけでは、本当に全く身にならない。お金使っても身にならないというところで、この物産振興会はこれまでに少なからず大宜味村のシークワサーに寄与してきているわけですから、そこにメリットがないと言われると、これまで、例えばシークワサー振興組合、お世話になったり商品を買ってもらったりするシークワサー農家はどう思うかなんですよね。その辺もしっかり考えてほしいということで、前回討論のときにも反対の立場で討論したんですが、やはり一緒になって考える必要があるということを主張しました。それにもかかわらず、この和解裁判ということで、代理人を通さない。確かに代理人を通さない裁判はできませんけど、このシークワサー振興については、お互いにやはり意見を交わす場所があっても、別に弁護士に負い目を感じるとかそういうのはないと思うんですけど、その辺がしっかりできてないというのが、非常に残念です。

訴訟費用についても、140万が本当に妥当なのか、この仮処分の件がですね。手続上はそうかもしれませんが、血税をこれだけ、短期間、弁護士、顧問弁護士も弁護士としてどうかと思うんですけど、短期間140万という大きなお金が出てるということは非常に不思議ではございませんので、この辺ももう一度しっかり答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 確かにおっしゃるように、今回加工場につきましては、ただ解決するだけではまずいと。今後の振興の問題が非常に重要になるということで、これも私たちが非常に重視しておりまして、ただ、その過程で議員がおっしゃるように、相手の振興会との、振興の調整の中で、求むべきものもあつたんじゃないかということなんですけれども、これは裁判闘争の相手の中での調整というのは、これはもうほとんどあり得ませんでした。こういうこともできませんでした。それで、私たちは早目に返してもらった後でシークワサーの振興対策を検討しようということで、準備をしていたところでございます。

そして、裁判費用につきましての、費用の大きいという話でございますが、大きい少ないのものにつきましては、これは裁判の制度のほぼ一般的な相場の範囲で、一応は算定されているものとして理解をしていただきたいと思いますと思っております。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 確かに議員がおっしゃいますように2カ月程度の期間ということで、その短期間での費用としての妥当なのかという質疑であります。この契約内容につきましては、建物明け渡し事件ということで、これにつきましては、今回私たちが、村が代理人を立てまして、弁護士にお願いしまして、この裁判所のほうに申し立てを行う時点で、その指導に係る業務につきましてはほぼ行われているということになっておりまして、その期間としましての何回かの期日等につきましては日当等、そういったものも契約等で、つきましては実施されてる日数をはるかに超えているような状況でありまして、この委託金の大半につきましてはこの申し立てをした時点での、業務の範囲の委託ということで、短期間ということではありますが、それまで申し立てした時点で、ほぼ業務につきましてはされているという状況になっておりまして、その支払いになっております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ほとんど納得はできないんですけれども、村の手続上、別に裁判費用を拠出したのに返ってこないという、なんか法的にそういう制約はないらしいんですけれども、本当にこれが対価としてあったのかどうかというのは、別に法的に問題なくても村民がどう考えるかですよ。この辺もしっかり考えてほしいというのと、先ほどから言っているように、これだけの問題解決じゃないんですよね。シークワサー振興が、やはり背景にあるということであれば、そういう問題は払拭するぐらいの村の確たるシークワサー振興に対する、例えば、今年度も3,000トンぐらい出るという見通しが出ている中で、どうやってこの3,000トン消化していくのか。例えば、大型の冷凍庫を、冷凍設備などを独自で事業を取ってやるとか、そういう具体的な政策も含めて、やるという姿勢を見せることでやはり村民は納得するんじゃないかと思うんです。その辺も、見えてこないものですから、全く、この和解だけじゃなくて、トータル的に考えて、私は納得できるものではないなと思っています。その辺、村長から答弁をもらって終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ **村長（島袋義久）** ただいまのご指摘ありがとうございます。先ほど来、副村長あるいは室長から質問の内容について答弁させていただきましたが、今のおっしゃるこれからのシークワサーの振興ということ。この工場の当初が500トン、700トンぐらいの当時の状況。それで、それが大分変化をしてきて、大分増産をしてきているということで、今後もそういう増産というのは、原料の増量というのは十分考えられる。それならば、それに対応するために何ができるか。はっきりした何々をするということは申し上げられませんけれども、これから相談すべき、いわゆる産地振興協議会とか、その他の活動をフルに展開するというようなこと。そして、原料が増えているということでどう対応するか、具体的にはこれ以降というようなことがございました。そういうことを農家の生産意欲へとこたえていくのかということは今後しっかり検討しながら、それは私としては前向きに対応して、できるだけ早い時期にそれに答えられるような状況をつくりたいなど。ただ、予算との関係もございましたので、それぞれ相談をしながら進めていかなきゃいけませんけれども、そういう環境条件というものをしっかり考えていきたいというふうに思います。

○ **議長（宮城功光）** ほかに質疑ありませんか。6番 宮城 武議員。

○ **6番（宮城 武）** 今回の和解案、裁判ですね、始まりましたのが平成19年。約1年半、もう2年近くなりますけれども、副村長、指定管理者選考委員会の委員長ということで並々ならぬ決意をもって、新しい指定管理者に委託したいという意向があったみたいですが、当初から、私はこの裁判は、裁判を起こす必要もないし、相手は和解を求めている。和解で話し合いができないかということを要望しました。先ほど、私もびっくりしましたが、副村長の答弁に、当初から被告は和解案を求めているという発言がございましたが、今までの私が和解案をやったほうがいい、裁判はいろいろな面で風評も立ってシークワサーの大打撃、農家の方はかなりの損失をこうむっているんですけども、一番はこの裁判によって農家が多大なる損失を受けた。それから、村は多大なる出費を出したと。で、この7番の、原告は被告に雇用されている従業員を次年度も継続して雇用するよう努力すると。それから、これに関しては、これは努力するというのは下手すると村がさらなる出費、あるいは雇用のための補助とかそういうものもあり得るのか。その辺を確認したいと思います。

それから、9番の明け渡しの遅滞が、被告が明け渡し作業を委託する業者の都合によるもので、被告の責めに帰すことができない場合は、この限りではないということは、要は被告側が作業、補修作業その他もろもろで、委託した業者がもし遅滞した場合、この遅滞

の損害金というのはどこへ求めるのか。こちらのほうに被告の責めに帰すことができない場合は、この限りではないとありますので、その辺の答弁もお願いします。

そして、11番。以前にも私この件に関しては、一般質問でもやったと思いますが、原告は被告の企業活動その他に対して、公的な立場を利用して妨害したり、第三者に圧力を加えたりしないこと及びその他の第三者に疑義を表明するような言動をしないことを確約すると。こういう和解案の、この11番など必要ないんじゃないですか。これをわざわざ、これに記入するというは相手側がそれに値するようなことがあったというふうに推測できますけれども、それを村はのんだと。そのため、こういう確約の文章まで強く入れていると。確約ですよ。その辺に対しての、村側の答弁を求めます。

そして、何よりも村長おっしゃっていましたが当初から和解を求めている。それにもかかわらず大宜味村は仮処分。仮処分にも先ほどシークワサー振興室長の緊急を要する要件があったから仮処分をすぐにやったと。それで、裁判まで踏み切ったと。本裁判を起す前、弁護士もおっしゃっていましたが、確実に勝てる、勝てます。勝つための裁判ですというふうにおっしゃったために、皆さん賛成しました。最終的には私が言っていたように、和解でしかできなかつたと、処理が。これ大きな損失ですよ。それで、指定管理者の最終決というのは村長にありますが、さまざまな選考の中で、この新しい指定管理者の方々というのは果たして活動したのか。2年間ですね。和解案とはちょっと違いますが、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。新しい指定管理者は、この2年、本当に活動したのか。どのような活動をしたのか。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 質問者、議案外だから今はできません。

○ 6番（宮城 武） これはまた後日に回しますので、それ以外の件で、答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） お答えいたします。

雇用の継続の努力という件について、村が新たに負担するのではないかということでございますが、雇用の件についてはこれは指定管理者の当事者の問題になりますので、これは新たな、村が雇用についての義務というものは負いません。したがって、負担もありません。ただ、昨今の国の道路支援の問題があります。その点から、支援諸費の問題も検討できるものは検討する必要があるのかなという感じはいたしますが、役場が新たな負担というようなものは、和解に伴う負担というものはないということをご理解いただきたいと

思います。

それから、これ、当初からの和解ということについてと、前回でも説明しました。確かにありましたけれども。ただ、そのときから話をしているのは、当初から和解に当たる内容ではなかったもので、ずっと私たちは、ずっと裁判を継続しますよという姿勢で臨んできて、今回やっと和解というところにこぎつけたということでございます。

それと、第三者に疑義を表明するというこの条項は要らないんじゃないかということで、確かに本来ならば要らないと思います。ただ、これが出てきた背景には、パッカーと物産公社が一緒になってシマコトバ、シークワサー推進というようなブランド会議をやりたいという中で、おそらく誤って、誤解されての伝わり方で、私たちは農家を相手にしておりますので、ブランド、県の全体的なブランドの物産、販売する、あるいはパッカーが入っているところの会議には好ましくないので参加しませんよというような中から誤解が伝わっている中で伝わっていると思います。これは一応、会議の中でも話し合いをしました。そういうことで誤解が伝わっておりますが、ただ、今後はいろいろなことも含めて、物産振興会が事業をするに当たっては、健全な営業に瑕疵が残らないようなことでやってもらいたいということもありましたので、これはそのまま受け入れてございます。

以上でございます。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。

次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第3号 建物明渡等請求事件に係る和解については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(午前10時52分)

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第5 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年2月23日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

加工施設裁判過程において、村民に不安を招き村政運営に不信を生じさせた道義的責任を明らかにするため、特別職の職員で常勤のものの給料を改める必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議お願いい

たします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第4号の内容について説明します。

今回の改正は、本則を改正せずに附則を改正する内容です。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が、平成17年条例第12号により、村長、副村長の給料月額が別表第1により定められています。今回の改正は、本則及び別表の改正を行わず、附則の追加により、平成19年条例15号で、2項を追加していますので、その後今回の第3項を新たに追加して、村長10%の3月、副村長5%の3月を減額する改正となっております。

この条例は、公布の日から施行することにしております。

以上、説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 議案第4号について質疑いたします。

先ほども第3号議案でいろいろやりとりがありましたけれども、やはり提案理由にもありますように、この裁判の過程において、やはり村民に不満を招き、村政運営について不信を生じさせたのは確かだと思います。しかし、この提案理由にありますように、金額的なものも大事かもしれませんが、やはりこれから信頼を回復するということは、村の姿勢をはっきりとシークワサーの振興に対して、どういうふうにやりますよというのをやはり見せないで、これまで招いた村民に対して、その払拭はできないと思うんですよ。そういうことを踏まえて、本当にこれから本気でこのシークワサーの振興について臨む姿勢を村長のほうから答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの勇議員の質疑にお答えいたします。

提案理由にありますように、村民の皆さん方に、あるいは、とりわけ生産者の皆さん方、非常に不安、不信という、非常に、こういう不信を生じさせたという、心配をさせたというようなことで、道義的というふうに責任を明らかにしたいということでございますが、今そのことがまた、身になるように、実践できますように、おっしゃる農業振興の、だからシークワサーの振興というものは、先ほどの答弁と質疑の中ではお答えいたしました

けれども、今後、しっかりその相談をしながら、あるいはその相談というのは中身だけでなく、中だけでないというだけではなくて、実際に生産をしている方々の意見も聴取しながら、その中で今後どうするかというようなことをしっかり、前に向いて進めていきたいなど、取り組みを強化したいなというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほども金城 勇議員からもありましたけれども、これからが大変大事であるわけでございます。大宜味村はシークワサーの村というようなことで、名が売れている村であります。県内で最も生産者または面積を保有している大宜味村であります。私は、生産者と村の一体化によるシークワサーのブランドづくりに貢献していかなければ今後いけないだろうというふうに思っております。

そこで村長に、これから本当に真剣に、村長以下皆さん方が力を入れていかないといけないだろうというふうに思っておりますので、再度村長からその姿勢をお伺いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの嗣男議員のご質疑でございますが、先ほども申しあげましたように、これからが正念場と言いますか、これから大事な事業展開になっていくだろうと。いわゆる、生産の農家の拡大と言いますか、それから農地の拡大、生産量の増加というようなことを考え、現実に出ておるわけで、これはまたある意味では、非常に喜ばしいことでもありますし、そういうことの、しっかり村のものとして、村の財産として、あるいは村民が誇れるような形でそれを推進していかなければいけないだろうということで、先ほど申しあげましたように、ここにある機関、据える機関をフルに使いながらも、農家の方々が最も大事でございますから、農業振興というような立場からもこのシークワサー工場というのが出てきておりますし、そういうことを踏まえると、農家の皆さん方の意見の聴取、その意見の聞き方というものはこれからどういうふうな内容、どういうふうなところでいくのかというようなこともしっかり検討して、とにかくシークワサーのものが前進していけるように、取り組みをしっかりと強化していきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託は省略します。

これから討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

(3番議員 午前11時10分入場)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,918万4,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,186万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月23日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第5号 平成20年度の大宜味村一般会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

款のほうで説明します。

第13款の国庫支出金がございます。このほうは、1億8,918万4,000円の増となっておりますが、その内容といたしましては、地域活性化・生活対策臨時金として、1億2,590万4,000円ございます。

それから、定額給付金事業の6,116万4,000円。

それから、子育て応援特別手当金が211万6,000円の内容となっております。

以上が歳入でございますが、歳出の概要を2ページお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費の1,010万8,000円の増となっておりますが、これは地域防災計画策定事業の増となっております。

それから、3款の民生費の6,328万8,000円の増となっておりますが、これは定額給付金の事業、それから子育て応援特別手当事業の増となっております。

それから、第6款の農林水産業費の770万7,000円の増でございますが、これは農業振興地域整備促進事業の増となっております。

それから、8款土木費の4,455万円の増となっておりますが、これは道路の新設改良費の増となっております。

それから、10款教育費の1,653万2,000円の増となっておりますが、これは幼稚園、小学校、中学校の備品購入費、旧庁舎の改修費の増でございます。

以上、歳出の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から委員会等で説明させていただきます。よろし

くお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 議案第5号について。

国庫補助金ですが、地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、その緊急性とか、あるいは補助金の趣旨を簡単に説明をお願いしたいと思うんです。

あとは、農業振興地域整備計画策定事業の件について。見直しは5年ごとに行われているということなんですけれども、前回の平成16年度に事業が起こされて17年度、繰り越しで17年度完了ということなんですけど、起算をする場合に、17年で終わったときに起算すると、5年という22年になるわけですから、再来年になるんですが、その辺の説明を。16年で起算するとどうということになりますか。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） この地域活性化・生活対策臨時交付金についてですが、地域活性化・生活対策臨時交付金は平成20年10月30日に決定された生活対策、新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定において、地域活性化等に資するため、細かなインフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金を交付するという趣旨でございます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 先ほど新城議員からありました平成16年からになると17年起算で22年という話。法の中で農業振興整備計画、おおむね5年というふうに、おおむねの5年がありますんで、現在いろいろ、今年も耕作放棄地とか遊休地の調査を行っております。

以前に調べているものに関して、やはり現状にそぐわないと。ですから、今回のこの地域活性化・生活対策臨時交付金と。そこの中に、趣旨にもありますように、その趣旨にもって合うということで事業を現況に合ったように、早目に農振計画等の整備を行って、その遊休地対策とかをやっていきたいというふうに思いまして、予算計上しております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） おおむね5年ということの見直しということなんですけど、やはり緊急性を要するというか、国が事業にあまり当たらないようなところに使ってくださいと

というような趣旨で、いろいろ村独自発想で、ある程度の対応、示されたお金だと思うんです。見直すのであれば、当初予算の中に組み込むということも、本来だったら計画としてはあるかもしれませんが、そんなように財政的な関連を答えてもらって、委員会もありますので、これで終わります。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 今のお答えです。国においては第2次補正予算ということで今審議中であるんですが、お互いこちらに挙げている事業の中に、ほとんどが21年度、21年度当初予算の要求、各課から見積書を取ります。各課から取って、その予算書の作成段階で、この事業に当てられるものをピックアップして、当てていきました。それで今、21年度の当初予算で要求されたものではあるんですが、前倒しということで予算をつけてやろうということでやっているのがほとんどであります。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議題となっています議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算は、予算審査特別委員会に付託します。

予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

(午前 11時21分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時24分)

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に平良英勝議員、副委員長に平良嗣男議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

委員会審査のため、休憩いたします。

(午前 11時25分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎日程の追加

○ 議長（宮城功光） ただいま、予算審査特別委員長から、先ほど付託しました議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。

議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第1 議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年2月23日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 平 良 英 勝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第5号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

（平良英勝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（平良英勝） ただいま議題となりました議案第5号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前11時開会時間を午前11時30分に繰り下げて審査をいたしました。

本案について、討論はなく、その審査結果は次のとおりであります。

議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第5号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長（宮城功光） お諮りします。

会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回大宜味村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後 1時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員